

相 談 事 例

ID：07-01-007

相談タイトル

空き家バンクを利用した賃貸借契約物件のトラブルについて

Q：ご相談内容

市の空き家バンクで物件を見つけ、物件の担当不動産会社に連絡した。賃貸借契約の締結には、重要事項説明無しで契約した。
6月にボイラーが壊れたので、直してほしいと連絡した（LINE登録した）が既読されたが何の対応もしてくれない。
市の空き家バンクを利用したのに、市は一切間に入ってもらえない。このことで、振り回され電話もたらい回しされているので、どうしたら解決できるのか知りたい。
相談センターで直接不動産業者に話をしてもらいたい。

A：回答

住いの相談センターは、宅建業者を指導できる立場にないので、直接不動産業者に話をすることは出来ません。
宅建業法上抵触しているような内容があれば、宅建業登録の許可権者である県の宅建業係から指導してもらえるものと思います。
ご相談の内容が指導の対象になるか否かはこちらでは判断できませんので、宅建業法上抵触する内容となるのかにつきまして群馬県の住宅政策課宅建業係へ連絡市確認してみてください。